

緊急時の措置について

—地震の発生・暴風警報または特別警報発令・火災発生・不審者侵入—

気象警報発令時の措置について

① 『吹田市』に暴風警報または特別警報が発令されている場合	午前7時現在、暴風警報または特別警報が発令されている場合	自宅待機
	午前9時現在、暴風警報または特別警報が解除されていない場合	臨時休業（休校）
	午前9時までに、暴風警報及び特別警報が解除された場合	第2校時より授業を行います （9時45分より）
② 『大雨』・『洪水』等の警報の場合		平常どおり授業

※「さくら連絡網」により警報への対応措置を連絡しますが、連絡の有無にかかわらず上記の内容に従って判断してください。

※午前9時までに「暴風警報」及び「特別警報」が解除された場合、学校給食がない場合があります。この場合、全学年4時限授業とし、午後の授業を振り替えることもあります。

※登校後、『北大阪』に「暴風警報」または「特別警報」が発令された場合は、原則としてその時点で下校となりますが、状況により学校での待機等の措置をとることもあります。

※「暴風警報」発令時と「特別警報」発令時とは同対応ですが、「特別警報」発令時は、その事態を重くお考えいただき、より迅速な対応をお願いいたします。

地震発生時の措置について

① 震度5弱以上の大規模地震（余震）が発生した場合	
前日	当日午前7時現在、引き続き余震が発生している場合、状況に応じて臨時休業の措置をとるかどうかが判断する。（臨時休業の連絡がない場合は登校させる）
登校前	臨時休業（休校）
登校途中	原則として、速やかに登校する （安全な場所等に一時避難した後）
在校時（授業中）	授業を中止 安全な場所へ避難 （学校内外の状況を確認、学校待機後保護者による引き取り下校・集団下校等の措置をとる）
下校途中	可能な限り、速やかに帰宅する （安全な場所等に一時避難した後）
② 震度5弱未満の地震（余震）が発生した場合	臨時休業（休校）としない （学校施設・通学路等の被害状況により臨時休業（休校）の措置をとるかどうかが判断する。臨時休業の連絡がない限り登校させる）

※大規模地震発生時の臨時休業の期間は、被害状況により異なりますので、学校からお知らせします。

※「さくら連絡網」で情報を配信しますが、電話やメールが使用できない場合は、校門等へ掲示してお知らせします。

火災発生時の措置について

登校前	授業ができない規模の火災が発生した時は、臨時休業（休校）になります
登校途中	原則として、登校します 登校後、学校教職員から指示をうけます ・授業ができない規模の火災が発生した時のみ臨時休業（休校）になります。 この場合直ちに下校をします ・授業を行う場合：安全確認後、授業を行います
在校時（授業中）	安全な場所（運動場等）に避難をしたのち、 ・授業ができない規模の火災が発生した時は、学校待機後に集団下校等の措置をとります ・安全の確認ができた時は、授業を再開します

不審者侵入時の措置について

登校前	自宅で待機します
登校途中	校内に入ることが危険な場合、いったん下校します 安全が確認された後、授業を行います
在校時	安全な場所（運動場など）に避難をします ・安全が確認された場合、授業を再開します ・授業を続けることが困難な場合、学校内外の状況を確認した後、集団下校を行います ・状況によっては、保護者の方に迎えにきていただくことがあります
放課後	校内に残っている児童は、安全な場所に避難します 安全が確認された後、下校します

【災害発生時・不審者侵入時等のお願いとお知らせ】

- ① 緊急時の連絡は「さくら連絡網」で配信します。各家庭では、「さくら連絡網」に登録をお願いします。
- ② 緊急時に、本校のメールや電話が使えなくなり、連絡ができない場合も予想されます。その場合、情報の伝達は校門への掲示で行うこともあります。
- ③ 大きな災害や危険を伴う状況下では、児童の下校は、保護者の方に迎えにきていただかなければならない場合があります。この場合、原則として、迎えに来られるまで下校せずに学校で待機することになります。お迎えをよろしくお願いたします。